

宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業見直しにかかるQ&A【第7版】

更新日：令和7年9月5日

No.	種別	区分	内容	回答	受付日
50	訪問型サービス A	運用に関すること	・訪問型サービス A の利用基準ですが、訪問看護が入っていれば従前になりますか？何かルールはありますか、ケアマネの判断となりますか、⇒アセスメントと理由書があればいいでしょうか。	訪問看護などの予防給付の利用有無により、判断されるものではありません。基準（ルール）については総合事業ガイドラインをご確認ください。	8月20日
51	訪問型サービス A	運用に関すること	・訪問型サービス A の場合にプラン作成（訪問介護計画書）が任意、モニタリングが必要に応じてとなっていますが、「任意」「必要に応じて」の判断基準は何かあるのでしょうか。	特段、判断基準は設けておりませんので、ご利用者様の状態等に応じて判断してください。	8月20日
52	訪問型サービス A	運用に関すること	・訪問型サービス A の理由書について、理由書の書式は決められたものがあるのでしょうか。提出してどれくらいで答えがあるのでしょうか、申請した理由書が通らなかった場合はどのようにすればいいのでしょうか。	本市指定書式がありますので、その様式を使用してください。本市に提出後、概ね7～10日程度で確認し、担当ケアマネジャーへご連絡します。 理由書で専門的な支援が必要であると認められない場合は、訪問型サービス（従前相当）は利用できません。	8月20日
53	訪問型サービス A	運用に関すること	・週に1回2回、2回以上の文言がありますが、週に2回は2回以上にふくまれますか。	1 週間のうち、2 回利用する場合は「週 2 回程度」の区分に該当します。	8月20日
54	訪問型サービス A	運用に関すること	・キャンセルがあった場合はどのように対応すればいいでしょうか。	訪問型サービス A 独自のキャンセル規定等はございません。	8月20日
55	訪問型サービス A	運用に関すること	・45分以上？20分以上45分以下の判断の基準はあるのでしょうか。ケアマネ次第になりますか	訪問型サービス A の所要時間については、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランに位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間とされており、利用者の心身の状況を踏まえつつ、ケアマネジャーが設定します。	8月20日
56	訪問型サービス A	運用に関すること	・身体介護かそうでないかは、老計第 10 号訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等の基準でいいのでしょうか。	ご認識の通りです。	8月20日
57	訪問型サービス A	運用に関すること	・従前相当、緩和型へ移行するにあたって今後どのようなスケジュールで動いていけばよいでしょうか。令和8年から一斉に変更となるのでしょうか。またその際はサービス利用者に対して地域包括の担当者さまから案内や説明は予定されていますか	令和 8 年 4 月から訪問型サービスの利用基準を導入する予定ですが、介護予防訪問型サービス(従前相当)から訪問型サービス A への移行時期は、各訪問介護事業所の指定申請状況を踏まえ、担当ケアマネジャー等と調整してください。指定申請手続き等、準備が整い次第、令和 7 年度中に移行していただいても問題ありません。 また、利用者への説明に関して、介護予防訪問型サービス(従前相当)から訪問型サービス A の契約の切り替えについては、契約主体である訪問介護事業所が説明を行うものと考えます。その他の事由、例えば「市の方針による訪問型サービス A への移行」や「各利用者が担当ケアマネジャー等の見立てにより、介護予防訪問型サービス(従前相当)・訪問型サービス A のいずれに該当するか」などについては、利用者の状況等に応じて、（誰が）どのように説明を行うかは、担当ケアマネジャー等と調整してください。	8月20日

No.	種別	区分	内容	回答	受付日
58	訪問型サービス A	報酬・加算	訪問型サービス（従前相当）と訪問型サービス A を一体的に運営する事業所において、利用者が訪問型サービス（従前相当）から訪問型サービス A に移行し、新たに契約を締結した場合、初回加算の算定は可能か。	初回加算の算定要件を満たしていれば、算定可能です。	9月2日

※第 7 版は8/20から9/3までに受付分になります。